

議案第 3 号

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例案について

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を、令和 7 年 3 月市議会定例会に提出することについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第 5 号）第 5 条第 3 号の規定により、意見を求める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

提案理由

非常勤特別職の職員として、学校運営協議会委員を設置するため、条例の一部を改正するものである。

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年
富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表結婚相談員の項を削り、同表中

「

生活保護嘱託医	月額	44,000	職員の旅費に 関する条例の例に より定める額
---------	----	--------	------------------------------

」を

「

学校運営協議会委員	年額	5,000	職員の旅費に 関する条例の例に より定める額
生活保護嘱託医	月額	44,000	

」に改める。

議案第 3 号資料

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）新旧対照表

現 行				改 正 案			
(報酬)				(報酬)			
第 2 条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。				第 2 条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。			
(費用弁償)				(費用弁償)			
第 7 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表によりその旅行について費用弁償として旅費を支給する。				第 7 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表によりその旅行について費用弁償として旅費を支給する。			
2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。				2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。			
3 前 2 項に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給方法については、常勤の一般職の職員に支給する旅費の例による。				3 前 2 項に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給方法については、常勤の一般職の職員に支給する旅費の例による。			
別表（第 2 条、第 7 条関係）				別表（第 2 条、第 7 条関係）			
(単位 円)				(単位 円)			
区分	種別	報酬の額	旅費の額	区分	種別	報酬の額	旅費の額
		(略)	職員の旅費に関する条例（昭和46			(略)	職員の旅費に関する条例（昭和46
			年富津市条				年富津市条
結婚相談員	月額	18,000	例第28号)の				例第28号)の
保育所嘱託医	年額	76,000	例により定	保育所嘱託医	年額	76,000	例により定
			める額				める額
学校医・学校歯科医	年額	均等割 113,000 人数割 児童生徒 1 人 当たり 100	—	学校医・学校歯科医	年額	均等割 113,000 人数割 児童生徒 1 人 当たり 100	—
学校薬剤師	年額	77,500	—	学校薬剤師	年額	77,500	—

				学校運営協議会委員	年額	5,000	職員の旅費
生活保護嘱託医	月額	44,000	職員の旅費	生活保護嘱託医	月額	44,000	に関する条
産業医	月額	30,000	に関する条	産業医	月額	30,000	例の例によ
子ども・子育て会議委員	日額	6,800	例の例によ	子ども・子育て会議委員	日額	6,800	り定める額
			り定める額				
			(略)				(略)

議案第 4 号

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に
ついて

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号）の一部を改正する条例案を、令和 7 年 3 月市議会定例会に提出することについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第 5 号）第 5 条第 5 号の規定により、意見を求める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

提案理由

老朽化が進んでいる大貫共同調理場、天羽共同調理場及び青堀小学校調理場を統合し、新たに富津市学校給食共同調理場を設置するため、条例の一部を改正するものである。

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富津市学校給食共同調理場の設置等に関する条例

第1条中「富津市学校給食調理場」を「富津市学校給食共同調理場」に、「「調理場」」を「「共同調理場」」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富津市学校給食共同調理場	富津市下飯野2509番地9

第3条中「調理場」を「共同調理場」に改める。

第4条中「調理場」を「共同調理場」に、「教育委員会規則で定める」を「富津市立」に改める。

第5条及び第6条中「調理場」を「共同調理場」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 号資料

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号）新旧対照表

現 行	改 正 案												
<u>富津市学校給食調理場の設置等に関する条例</u> （設置） 第 1 条 富津市立小学校及び中学校の学校給食を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）の規定に基づき、<u>富津市学校給食調理場</u>（以下「<u>調理場</u>」という。）を設置する。 <u>（名称及び位置）</u> 第 2 条 <u>調理場</u>は、<u>共同調理場</u>及び<u>単独校調理場</u>とし、名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td><u>大貫共同調理場</u></td><td><u>富津市岩瀬587番地</u></td></tr><tr><td><u>天羽共同調理場</u></td><td><u>富津市数馬572番地 2</u></td></tr><tr><td><u>青堀小学校調理場</u></td><td><u>富津市大堀2042番地 4</u></td></tr></table> （管理及び運営） 第 3 条 <u>調理場</u>は、富津市教育委員会が管理、運営する。 （事業） 第 4 条 <u>調理場</u>は、<u>教育委員会規則で定める小学校及び中学校の学校給食を実施するため、教育委員会規則で定める事業を行う。</u> （職員） 第 5 条 <u>調理場</u>には、必要な職員を置く。 （運営委員会） 第 6 条 <u>調理場</u>の運営に関する事項について審議するため、<u>学校給食運営委員会</u>（以下「<u>運営委員会</u>」という。）を置く。	名 称	位 置	<u>大貫共同調理場</u>	<u>富津市岩瀬587番地</u>	<u>天羽共同調理場</u>	<u>富津市数馬572番地 2</u>	<u>青堀小学校調理場</u>	<u>富津市大堀2042番地 4</u>	<u>富津市学校給食共同調理場の設置等に関する条例</u> （設置） 第 1 条 富津市立小学校及び中学校の学校給食を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）の規定に基づき、<u>富津市学校給食共同調理場</u>（以下「<u>共同調理場</u>」という。）を設置する。 <u>（名称及び位置）</u> 第 2 条 <u>共同調理場</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td><u>富津市学校給食共同調理場</u></td><td><u>富津市下飯野2509番地 9</u></td></tr></table> （管理及び運営） 第 3 条 <u>共同調理場</u>は、富津市教育委員会が管理、運営する。 （事業） 第 4 条 <u>共同調理場</u>は、<u>富津市立</u> <u>小学校及び中学校の学校給食を実施するため、教育委員会規則で定める事業を行う。</u> （職員） 第 5 条 <u>共同調理場</u>には、必要な職員を置く。 （運営委員会） 第 6 条 <u>共同調理場</u>の運営に関する事項について審議するため、<u>学校給食運営委員会</u>（以下「<u>運営委員会</u>」という。）を置く。	名 称	位 置	<u>富津市学校給食共同調理場</u>	<u>富津市下飯野2509番地 9</u>
名 称	位 置												
<u>大貫共同調理場</u>	<u>富津市岩瀬587番地</u>												
<u>天羽共同調理場</u>	<u>富津市数馬572番地 2</u>												
<u>青堀小学校調理場</u>	<u>富津市大堀2042番地 4</u>												
名 称	位 置												
<u>富津市学校給食共同調理場</u>	<u>富津市下飯野2509番地 9</u>												